益田市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

益田市長山本浩章

益田市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱

益田市空き家バンク登録支援補助金交付要綱(平成26年益田市告示第142 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、益田市空き家バンク事業実施要綱(平成26年益田市告示第275号。以下「実施要綱」という。)に規定する益田市空き家バンク事業(以下「空き家バンク」という。)への空き家の登録を促進することを目的として、空き家所有者がその所有する空き家において残存家財又は不要物の処分を行う場合に、予算の範囲内において交付する益田市空き家バンク登録支援補助金(以下「補助金」という。)に関し、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 空き家 実施要綱第6条第2項本文により空き家バンクに登録された物件
 - (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者
 - (3) 残存家財 空き家において使用されず残置された状態の電化製品等一般的に財産価値があるもの(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商(以下「リサイクル業者」という。)による引取りが可能な家具類、骨董品等を含む。)
 - (4) 不要物 空き家において使用されず残置された状態の紙くず等の可燃物、ガラス類、ビニール等廃棄を要するもの及びリサイクル業者による引取りが 出来ない食器、陶器類、木製家具等一般的に財産価値がないもの
 - (5) 代行業者 所有者に代わり当該空き家における残存家財及び不要物(以下「残存家財等」という。)の処分を行う一般廃棄物収集運搬業許可業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に基づく許可を受け、市内に営業所を有する者に限る。)

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、空き家バンクに物件登録した空き家の所有者であって、

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 交付決定の日から継続して2年以上空き家バンクに登録すること。ただし、 実施要綱第9条第2項本文に規定する利用希望者登録をしている者(以下「利 用登録者」という。)への売却により所有権を移転する場合は、この限りでな い。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者 でないこと。

(補助対象経費)

- 第4条 補助の対象となる経費は、残存家財等の処分に係る次に掲げる経費とする。
 - (1) 収集運搬及び処分の代行業者への委託料
 - (2) 分別作業を代行する事業者への委託料
 - (3) 運搬車両賃借料
 - (4) 処理手数料

(補助金額等)

- 第5条 補助金の額は、前条に定める経費の総額の3分の1以内の額(当該額に 1千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とし、3万円を上限 とする。
- 2 補助金の交付は、1 の登録物件に対して1回限りとする。この場合において、 他の補助金、助成金等の交付を受けて残存家財等の処分を行ったことのある空 き家については、交付を行わないものとする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、益田市 空き家バンク登録支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」とい う。)に次に掲げる書類を添付して、処分に着手するときまでに市長に提出し なければならない。
 - (1) 市税の納税証明書
 - (2) 対象経費の見積書及び内訳書
 - (3) 残存家財等の処分前の写真
 - (4) 誓約書(様式第2号)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出は、空き家バンクに登録した日から起算して2年を経過 する日までの間において行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、申請者に係る第3条各号に掲げる要件を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは益田市空き家バンク登録支援事業補助金交付決定通知書 (様式第3号。以下「交付決定通知」という。)により、不適当であると認めるときは益田市空き家バンク登録支

援事業補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため必要な 条件を付することができる。

(実績報告)

- 第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けて行う残存家財等の処分(以下「補助事業」という。)が完了したときは、速やかに益田市空き家バンク登録支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 対象経費の領収書及び内訳書
 - (2) 残存家財等の処分後の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するとともに、益田市空き家バンク登録支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、益田市空き家 バンク登録支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければ ならない。

(交付決定の取消し等)

- 第11条 市長は、交付決定者が、交付決定の日から2年を経過する日までの間において次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、その全部又は一部について、返還を命ずるものとする。
 - (1) 実施要綱第8条第1項の規定により空き家登録を抹消されたとき。
 - (2) 第3条第2号又は第3号の要件に該当しなくなったとき、又は虚偽の申請 その他不正行為があったことが明らかとなったとき。
 - (3) 自己の利益のために当該空き家を利用したとき。
 - (4) 利用登録者でない者又は3親等以内の親族に売却し、又は賃貸したとき。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条

の規定は、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、な おその効力を有する。